

秋田県野球協会審判部規程

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本審判部は、秋田県野球協会審判部（以下「審判部」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 審判部は、秋田県内各種野球競技の公正な審判を行い、健全な野球の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第 3 条 審判部の事務局は秋田市に置く。

(構 成)

第 4 条 審判部は、秋田県野球協会公認審判員をもって構成する。

(規 約)

第 5 条 審判部の規程は、秋田県野球協会規約第6条に定めるところによる。

第2章 事 業

(事 業)

第 6 条 審判部は、第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- 1 協会加盟団体が主催する各種野球競技の審判を行うものとする。
- 2 野球審判に関する講習会又は研修会を開催すること。
- 3 その他審判部の目的達成に必要な一切の事項。

第3章 審判部の組織

(組 織)

第 7 条 審判部には、地区別支部を置く。

- 2 各支部には、支部長1名、支部役員若干名を支部の会議により選出するものとする。

(役 員)

第 8 条 審判部には、次の役員を置く。

- (1) 部 長 1 名
- (2) 副 部 長 3 名 (県北 1 名、中央 1 名、県南 1 名)
- (3) 理 事 2 7 名
- (4) 事 務 局 4 名以内
- (5) 監 事 2 名

(役員 の 選 出)

第 9 条 部長は、審判部総会において選出された者を協会規約第 10 条に定める理事会の承認を得て会長が委嘱する。

副部長については部長が指名し、審判部総会の承認を得て協会規約第 10 に定める理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 この場合、協会加盟団体（含む下部組織）の役職にない者とする。
- 3 理事は各支部長及び部長が委嘱した者とする。
- 4 監事は総会において選出する。

(役員 の 任 務 及 び 任 期)

第 10 条 部長は審判部を代表し、これを統轄する。

- 2 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事はそれぞれの専任部門において事業を担当する。
- 4 事務局は事務を処理する。
- 5 監事は会計を監査する。
- 6 役員 の 任 期 は 2 ヶ 年 と する。た だ し、補 欠 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と する。な お、再 任 を 妨 げ ない。
- 7 部 長 及 び 副 部 長 は、各 々 3 期 以 内 と する。
- 8 支 部 長 の 任 期 は 2 ヶ 年、7 0 歳 まで と する。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 11 条 会議は総会と役員会とし、部長が招集し、その議長となる。

(総 会)

第 12 条 総会は毎年 3 月に開催する。

- 2 総会に出席できる者は、役員及び各支部の代表者2名とする。
- 3 会議は、出席できる者の3分の2以上の出席をもって成立する。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は、必要ある場合に部長が招集し、その議長となる。

(役員会)

第14条 役員会は部長が必要に応じて随時招集する。

- 2 役員会は定員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数により決定する。
- 3 役員会の議事については議事録を作成しなければならない。
- 4 役員会は理事会と常任理事会とから成る。
- 5 理事会は総会の議決及び規程等に基づく審判部の業務を執行する。
- 6 常任理事会は、緊急事項を執行する。
- 7 常任理事会の役員は、部長、副部長及び理事15名をもって構成する。
- 8 常任理事は、理事の互選による。
- 9 理事欠席の場合は、委任状を審判部長あて提出するものとする。

(議決の方法)

第15条 総会の議事は、次の各号に掲げる事項について協議し、出席代表者の過半数をもって決める。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 事業計画
 - ① 全県大会の審判員派遣計画
 - ② 審判技術向上のための、講習会並びに研修会の開催期日及び実施方法
- (3) 規程の改正
- (4) 役員の改選
- (5) その他必要な事項

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年2月1日から1月31日までとする。

(監査報告)

第17条 監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

(顧問及びアドバイザー)

第18条 審判部に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

顧問は、県審判部の部長、副部長経験者で役員会において推薦のうえ承認された者とする。

また、アドバイザーは高い技術と見識を備え、かつ人間性に優れ指導、助言ができる者で部長が推薦のうえ、役員会の承認を得た者とする。

また、任期は部長と同様とする。

第5章 資 格

(資 格)

第19条 審判員になろうとする者は、秋田県野球協会公認審判員の資格を取得し、第7条による支部に加入し、登録しなければならない。

また、登録と同時に協会加盟団体の推薦を受けて、全日本野球協会アマチュア野球規則委員会が認定する公認審判員制度「ライセンス」の認定を受けなければならない。但し、級位については全日本野球協会アマチュア野球規則委員会が定める資格制度実施要領によるものとする。

- 2 他県で審判員資格を取得し活動してきた者が、転勤等により当県で審判活動をする場合は、所属の代表者（審判部長等）からの推薦状を持参し、審判部長に届け出ることにより、審判部長が希望者の技術等を精査し、1種或いは2種と同等の地位を付与し、当該支部に登録することにより、他の審判員と同様に活動できるものとし、県大会等への支部長推薦も可能とする。

(資格の喪失)

第20条 次の各号に該当する場合は、所属支部長より審判部長に書面で報告し、審判部長は、公認審判員資格審査委員長に報告し退会手続きをする。

- (1) 自ら脱会の意志を表明したとき。
- (2) 死亡又は消息不明等で本人と連絡が取れないとき。
- (3) 審判部規程に違反したとき。
- (4) 著しく社会的体面を汚したとき。

2 審判部を退会したときは、同時にライセンス登録名簿からも削除する。

3 退会手続き後の復帰は認めない。新たに活動を希望する者は第19条第1項の定めによる。

(その他)

第 21 条 本規程運用に必要な細則並びに内規は、理事会において定める。

附 則

この規則は、昭和 54 年 3 月 18 日より施行する。

付 記

昭和 50 年	4 月	1 日	一部改正
昭和 52 年	4 月	1 日	一部改正
昭和 53 年	3 月 21 日		一部改正 (以上前規程)
昭和 61 年	2 月	1 日	一部改正 (第 8 条、第 14 条)
平成 6 年	2 月	1 日	一部改正 (第 9 条、第 10 条)
平成 11 年	4 月	1 日	一部改正 (第 9 条)
平成 12 年	4 月	1 日	一部改正 (第 10 条)
平成 14 年	4 月	1 日	一部改正 (第 10 条)
平成 20 年	4 月	1 日	一部改正 (第 8 条)
平成 22 年	3 月	6 日	一部改正 (第 8 条、各条文の表記の変更)
平成 24 年	3 月	3 日	一部改正 (第 8 条、第 11 条、第 13 条)
平成 28 年	3 月	5 日	一部改正 (第 18 条)
平成 30 年	3 月	3 日	一部改正 (第 19 条、第 20 条)
令和 4 年	3 月	5 日	一部改正 (第 9 条)